

## 食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について

### 1. 改正の趣旨

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、「政府が主催又は後援するシンポジウムや各種行事において、登壇者や発言者等の性別に偏りがないう努めることとする。その際、各府省において、後援等名義に関する規程等に明記する」こととされ、内閣府の後援等名義に関する規程（平成13年1月6日内閣府訓令第25号）の改正規程が令和3年9月16日付けで施行された。

それ以降、食品安全委員会の後援等名義の使用について申請があった際は、改正された内閣府の後援等名義に関する規程に基づき、登壇者や発言者等の性別に偏りがないうか審査を行ってきたところであるが、この度食品安全委員会の後援等名義に関する規程を改正し、登壇者や発言者等の性別の偏りに関する審査基準を追加することとする。

### 2. 改正の概要

第2条に規定する後援名義の使用の審査基準に行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないう努められているものであることを追加する。

### 3. 施行

令和6年6月11日より適用する。

食品安全委員会の後援等名義に関する規程の一部改正について（案）

食品安全委員会の後援等名義に関する規程（平成17年4月7日食品安全委員会決定）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>(審査基準)</p> <p>第2条 後援等名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、いやしくも委員会の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行事等の内容に関する基準</p> <p>行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。</p> <p>ア 食品安全行政の推進、普及又は啓発に積極的に寄与するものであること。</p> <p>イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。</p> <p>ウ 行事等が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであること。</p> <p>エ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。</p> <p>オ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。</p> <p>カ 行事にあっては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。</p> <p><u>キ</u> 行事等の登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないう努められているものであること。</p>	<p>(審査基準)</p> <p>第2条 後援等名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、いやしくも委員会の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 行事等の内容に関する基準</p> <p>行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。</p> <p>ア 食品安全行政の推進、普及又は啓発に積極的に寄与するものであること。</p> <p>イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。</p> <p>ウ 行事等が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであること。</p> <p>エ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。</p> <p>オ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。</p> <p>カ 行事にあっては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。</p> <p>[号を加える。]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。